

○経済産業省令第十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十九条第一項、第四十八条第一項及び第六百六条の規定に基づき、電気関係報告規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

経済産業大臣 海江田 万里

電気関係報告規則等の一部を改正する省令

（電気関係報告規則の一部改正）

第一条 電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表第四号中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同表第十八号を次のように改め、同号の次に次の二号を加える。

十八 水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若し	事故の発生後可能な限り速やかに	事故の状況及び講じた措置の概要	当該電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長
---	-----------------	-----------------	----------------------------

しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するための事業場において、特定施設に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、同条第二項第一号に規定する有害物質（ポリ塩化ビフェニルを除く。この号及び次号において「有害物質」という。）を含む水若しくはその汚染状態が同項第二号に規定する項目について同法第三条第一項又は第三項の排水基準に適合しないおそれがある水が当該特定事業場から同法第二条第一項

に規定する公共用水域（次号及び第十八号の三において「公共用水域」という。）に排出され、又は有害物質を含む水が当該特定事業場から地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合

十八の二 水質汚濁防止法第十四条の二第二項に規定する指定事業場に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するため
の事業場において、同法第二条第

四項に規定する指定施設に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、有害物質又は同項に規定する指定物質を含む水が当該指定事業場から公共水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合

十八の三 水質汚濁防止法第十四条の二第三項に規定する貯油事業場等に該当する発電所若しくは変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所、又はこれらを設置するた

<p>めの事業場において、同法第二条第五項に規定する貯油施設等に該当する電気工作物の破損その他の事故が発生し、同項に規定する油を含む水が当該貯油事業場等から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより生活環境に係る被害を生ずるおそれがある場合</p>			
--	--	--	--

(電気事業法施行規則の一部改正)

第二条 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第四の五の下欄中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

(電気設備に関する技術基準を定める省令の一部改正)

第三条 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第十二項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 水質汚濁防止法第二条第四項の規定による指定施設を設置する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、指定施設の破損その他の事故が発生し、有害物質又は指定物質を含む水が当該設置場所から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないよう、適切な措置を講じなければならない。

附 則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。